

令和 6 年 6 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 4 5 号	令和 6 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 6 号	ふるさと射水応援寄附条例の一部改正について
議案第 4 7 号	射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 4 8 号	射水市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 4 9 号	射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 5 0 号	射水市学校給食センター条例の一部改正について
議案第 5 1 号	射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
議案第 5 2 号	射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について
議案第 5 3 号	射水市下水道条例の一部改正について
議案第 5 4 号	富山市との「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約の締結に関する協議について
議案第 5 5 号	高岡市との「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約の締結に関する協議について
議案第 5 6 号	富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第 5 7 号	市道路線の認定について
議案第 5 8 号	動産の取得について
報告第 6 号	専決処分の報告について
報告第 7 号	継続費繰越計算書について（一般会計）
報告第 8 号	継続費繰越計算書について（下水道事業会計）
報告第 9 号	繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
報告第 1 0 号	建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）
報告第 1 1 号	建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

議案第 46 号

ふるさと射水応援寄附条例の一部改正について

ふるさと射水応援寄附条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

ふるさと射水応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと射水応援寄附条例（平成 20 年射水市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「第 13 条の 2」を「第 13 条の 3」に改める。

第 5 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 7 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年射水市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 8 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万円」を「2 9 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「5 3 万 5 千円」を「5 4 万 5 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 9 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 2 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 5 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 8 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 5 0 号

射水市学校給食センター条例の一部改正について

射水市学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市学校給食センター条例の一部を改正する条例

射水市学校給食センター条例（平成 1 7 年射水市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「射水市鏡宮 2 0 3 番地 1」を「射水市鏡宮 2 0 3 番地 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成 2 0 年射水市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改め、「医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業」を「医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー

分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 7 年射水市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 5 3 号

射水市下水道条例の一部改正について

射水市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市下水道条例の一部を改正する条例

射水市下水道条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 9 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項第 2 号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第 3 項第 4 号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 1 号中「が 1 人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 2 0 条第 1 項第 5 号中「0. 5 ミリグラム」を「0. 2 ミリグラム」に改め、同項第 4 2 号中「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 5 項」に、「大腸菌群数」

を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項第42号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 4 号

富山市との「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運 航」に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり、「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約を富山市と締結することに関し協議することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

富山市及び射水市における「富山市、高岡市及び射水市による
消防艇の共同運航」に係る連携協約

富山市及び射水市は、富山市、高岡市及び射水市の3市で消防艇の共同運航を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、消防艇を効果的及び効率的に運航し、海上における災害対応に万全を期すとともに、消防力の充実強化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 富山市及び射水市は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

(連携する取組及び役割分担)

第3条 富山市及び射水市が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

(費用分担)

第4条 前条に規定する取組に係る費用のうち、消防艇の整備に要する費用については、富山市、高岡市及び射水市がそれぞれの当該年度の標準財政規模に応じた割合により負担するものとし、高岡市が負担する割合に係る費用を除いた費用を分担し負担する。

2 前項の費用以外の費用の分担については、富山市及び射水市が協議して

別に定める。

（協議）

第 5 条 富山市及び射水市は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第 6 条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、富山市及び射水市が協議するものとする。この場合において、富山市及び射水市は、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

別表（第 3 条関係）

取 組	富山市の役割	射水市の役割
消防艇の整備に関する こと。	高岡市及び射水市と連 携し消防艇の整備に主 体的に取り組む。	富山市及び高岡市と連 携し消防艇の整備に取 り組む。
消防艇の運航に関する こと。	高岡市及び射水市と連 携し消防艇の運航に主 体的に取り組む。	富山市及び高岡市と連 携し消防艇の運航に取 り組む。

議案第 55 号

高岡市との「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運 航」に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、「富山市、高岡市及び射水市による消防艇の共同運航」に係る連携協約を高岡市と締結することに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

高岡市及び射水市における「富山市、高岡市及び射水市による
消防艇の共同運航」に係る連携協約

高岡市及び射水市は、富山市、高岡市及び射水市の3市で消防艇の共同運航を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、消防艇を効果的及び効率的に運航し、海上における災害対応に万全を期すとともに、消防力の充実強化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 高岡市及び射水市は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

(連携する取組及び役割分担)

第3条 高岡市及び射水市が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

(費用分担)

第4条 前条に規定する取組に係る費用のうち、消防艇の整備に要する費用については、富山市、高岡市及び射水市がそれぞれの当該年度の標準財政規模に応じた割合により負担するものとし、富山市が負担する割合に係る費用を除いた費用を分担し負担する。

2 前項の費用以外の費用の分担については、高岡市及び射水市が協議して

別に定める。

(協議)

第5条 高岡市及び射水市は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

(協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、高岡市及び射水市が協議するものとする。この場合において、高岡市及び射水市は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

別表（第3条関係）

取 組	高岡市の役割	射水市の役割
消防艇の整備に関する こと。	富山市及び射水市と連 携し消防艇の整備に取 り組む。	富山市及び高岡市と連 携し消防艇の整備に取 り組む。
消防艇の運航に関する こと。	富山市及び射水市と連 携し消防艇の運航に取 り組む。	富山市及び高岡市と連 携し消防艇の運航に取 り組む。

議案第 56 号

富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

富山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 10 日富山県指令市第 965 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

富山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

富山県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１０日富山県指令市第
９６５号）の一部を次のように変更する。

別表第１の２及び３中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に
改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 5 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
作道 2 6 4 号線	作道	作道
今井本開発線	今井	本開発
本開発 9 号線	本開発	本開発

議案第 58 号

動産の取得について

高規格救急自動車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 47,080,000 円
(うち消費税等 4,280,000 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 高岡市上四屋 4 番 1 号
富山日産自動車株式会社高岡支店
支店長 浦田 道成 |

令和 6 年 5 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 5 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
10	令和 6 年 4 月 30 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 104,500 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 6 年 1 月 24 日 場 所 射水市中太閤山 9 丁目地内

報告第 7 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

令和 5 年度射水市一般会計予算第 2 条の継続費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

令和5年度射水市継続費繰越計算書（一般会計）

(単位：円)

款	項	事 業 名	継続費 の総額	令和5年度継続費 予 算 現 額			支出済 額及び 支出見 込額	残額	翌年度 通次繰 越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
4 衛 生 費	2 清 掃 費	衛生センター整備費	1,140,944,000	114,095,000	0	114,095,000	54,850,000	59,245,000	59,245,000	11,545,000	0	47,700,000	0
10 教 育 費	3 中 学 校 費	大門中学校整備費	680,000,000	247,643,000	0	247,643,000	217,140,000	30,503,000	30,503,000	7,703,000	0	22,800,000	0
合 計			1,820,944,000	361,738,000	0	361,738,000	271,990,000	89,748,000	89,748,000	19,248,000	0	70,500,000	0

報告第 8 号

継続費繰越計算書について（下水道事業会計）

令和 5 年度射水市下水道事業会計予算第 5 条及び令和 5 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）第 4 条の継続費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

令和5年度射水市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残額	翌年度 繰越額	翌年度通次繰越額に 係る財源内訳			翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
				予 算 計上額	前年度 通 次 繰越額	計				国 庫 補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等	
1	1	内水浸水リスク マネジメント推 進事業（浸水想 定区域図、内水 ハザードマッ プ）	84,000,000	28,000,000	0	28,000,000	0	28,000,000	28,000,000	11,500,000	0	16,500,000	0

報告第 9 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）第 2 条及び令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 9 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

令和5年度射水市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等管理費	35,525,000	23,375,000	0	0	1,300,000	0	22,075,000
		地域振興費	5,000,000	4,050,000	0	0	0	0	4,050,000
		コミュニティセンター管理運営費	13,390,000	8,327,250	0	0	6,900,000	0	1,427,250
		コミュニティセンター整備事業費	45,420,000	23,561,600	0	0	21,200,000	0	2,361,600
		地域交通対策費	18,334,000	18,333,333	0	9,166,000	9,100,000	0	67,333
		万葉線対策費	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
		災害対応費	34,283,000	32,274,336	0	32,274,336	0	0	0
	2 徴税費	定額減税補足臨時給付金給付費	19,937,000	19,937,000	0	19,937,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	戸籍住民基本台帳費	17,982,000	17,699,000	0	17,699,000	0	0	0
		障害者福祉総務費	2,829,000	711,000	213,000	142,000	0	0	356,000
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費	524,700,000	41,772,000	0	41,772,000	0	0	0

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		低所得世帯物価高騰臨時給付金給付費	250,000,000	83,027,000	0	83,027,000	0	0	0
	2 児童福祉費	子ども・子育て支援推進費	6,060,000	6,060,000	0	0	0	0	6,060,000
		保育園等管理運営費	7,963,000	7,963,000	0	0	0	0	7,963,000
	4 災害救助費	災害見舞事業費	59,000,000	43,848,000	0	23,250,000	0	0	20,598,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	8,554,000	8,553,729	0	8,553,729	0	0	0
		地球温暖化対策推進費	8,690,000	3,702,440	1,000,000	0	0	550,000	2,152,440
	2 清掃費	野手埋立処分所管理費	23,177,000	22,907,000	0	0	0	0	22,907,000
		災害廃棄物処理事業費	90,000,000	58,571,714	0	28,985,857	29,000,000	0	585,857
		被災家屋等解体費	62,000,000	62,000,000	0	29,000,000	33,000,000	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興推進費	53,470,000	51,614,000	0	14,314,000	0	0	37,300,000
		コミュニティセンター管理費	7,700,000	7,700,000	0	0	0	0	7,700,000
		土地改良事業推進対策費	63,069,000	63,069,000	0	0	22,400,000	0	40,669,000
		農地管理費	8,339,000	8,339,000	0	229,000	1,200,000	0	6,910,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	3 水 産 業 費	新湊漁港建設費	23,769,000	23,184,480	0	0	18,400,000	0	4,784,480
7 商 工 費	1 商 工 費	観光推進費	6,300,000	6,300,000	0	0	0	0	6,300,000
		道の駅維持管理費	7,093,000	7,092,100	0	0	0	0	7,092,100
8 土 木 費	1 道 路 橋 梁 費	道路橋梁総務費	12,500,000	7,694,122	0	0	0	0	7,694,122
		市道新設改良費	38,145,000	24,649,000	0	0	0	0	24,649,000
		地方道路交付金事業費	144,054,000	126,776,838	0	62,559,705	52,900,000	0	11,317,133
		道路橋梁維持費	80,126,000	71,831,000	0	15,914,500	19,900,000	0	36,016,500
		交通安全施設整備費	1,653,000	1,653,000	0	909,000	700,000	0	44,000
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	109,969,000	102,696,320	0	56,482,976	36,100,000	0	10,113,344
		消雪施設維持管理費	7,132,000	7,132,000	0	4,279,000	2,800,000	0	53,000
	2 海 岸 河 川 費	河川管理費	10,600,000	10,600,000	0	0	0	0	10,600,000
	3 港 湾 費	港湾建設促進費	8,400,000	893,640	0	0	0	0	893,640
	4 都 市 計 画 費	都市計画総務費	14,858,000	7,700,000	0	2,970,000	0	0	4,730,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		都市再生整備事業費	6,914,000	6,914,000	0	0	0	0	6,914,000
		公園維持管理費	65,740,000	64,914,600	0	14,000,000	48,500,000	0	2,414,600
	6 住 宅 費	市営住宅維持管理費	9,000,000	7,702,000	0	0	7,700,000	0	2,000
		重点密集市街地整備費	33,544,000	8,070,200	0	2,729,000	2,400,000	0	2,941,200
9 消 防 費	1 消 防 費	消防車両整備事業費	67,753,000	67,751,870	50,000,000	0	17,700,000	0	51,870
10 教 育 費	2 小 学 校 費	学校管理費（小）	11,595,000	4,800,000	0	0	0	0	4,800,000
		中太閤山小学校整備費	276,433,000	276,433,000	0	29,832,000	193,700,000	0	52,901,000
		片口小学校整備費	303,540,000	303,540,000	0	29,708,000	273,700,000	0	132,000
		放生津・新湊統合小学校整備費	85,000,000	85,000,000	0	0	0	0	85,000,000
	3 中 学 校 費	学校管理費（中）	83,700,000	83,700,000	0	12,495,000	66,400,000	0	4,805,000
	5 社 会 教 育 費	小杉展示館・竹内源造記念館管理運営費	8,338,000	8,338,000	0	0	7,800,000	0	538,000
		陶房「匠の里」管理運営費	1,059,000	1,059,000	0	0	500,000	0	559,000
		新湊中央文化会館管理運営費	17,840,000	16,000,000	0	0	0	0	16,000,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		小杉文化ホール管理運営費	8,100,000	8,100,000	0	0	0	0	8,100,000
		大門総合会館管理運営費	3,624,000	3,624,000	0	0	0	0	3,624,000
		大島絵本館管理運営費	2,587,000	2,587,000	0	0	0	0	2,587,000
		文化財保存費	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
	6 保 健 体 育 費	スポーツ施設維持管理費	34,923,000	34,923,000	0	0	0	0	34,923,000
		海竜スポーツランド維持管理費	34,000,000	34,000,000	0	0	31,100,000	0	2,900,000
		フットボールセンター管理運営費	7,513,000	7,513,000	0	0	7,500,000	0	13,000
11 災 害 復 旧 費	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土木災害復旧費	572,009,000	506,996,500	14,746,556	71,366,174	420,300,000	0	583,770
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	農地災害復旧費	27,805,000	27,805,000	0	4,500,000	20,600,000	830,000	1,875,000
		農業用施設災害復旧費	97,932,000	97,932,000	0	57,590,000	21,600,000	5,500,000	13,242,000
	3 廃 棄 物 処 理 施 設 災 害 復 旧 費	廃棄物処理施設災害復旧費	77,034,000	48,434,000	0	26,334,000	22,000,000	0	100,000
合 計			3,670,004,000	2,725,735,072	65,959,556	700,019,277	1,396,400,000	6,880,000	556,476,239

報告第10号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

令和5年度射水市水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越した
たので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定
により報告する。

令和6年5月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

令和5年度射水市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	1	施 設 整 備 事 業 (上野調整場監視カメラ整備 工事)	11,715,000	0	11,715,000	0	11,715,000	0	0	能登半島地震の影響により電設資材（屋外電線 ケーブル）の調達に不測 の日数を要したため。
		施 設 整 備 事 業 (水道取水施設（井戸）更新 計画検討業務委託)	3,235,000	0	3,235,000	0	3,235,000	0	0	能登半島地震の災害時に おける応急調査業務に従 事しており業務を進める ことができないため。
		配 水 管 等 整 備 事 業 (稲積外地内西部2号排水機 場導水路配水管（横断）設 計業務委託)	6,050,000	0	6,050,000	0	6,050,000	0	0	能登半島地震の災害時に おける応急調査業務に従 事しており業務を進める ことができないため。
合 計			21,000,000	0	21,000,000	0	21,000,000	0	0	

報告第 11 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

令和 5 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

令和5年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	1	公共下水道事業	51,078,000	17,001,600	34,076,000	0	16,200,000	17,876,000	400	0	支払い義務 が発生しな かったた め。(他の 関連工事と の調整に期 間を要した ため。)
		改 築 事 業	371,669,000	102,836,169	268,831,000	116,371,000	142,500,000	9,960,000	1,831	0	
		雨 水 整 備 事 業	397,479,000	39,093,027	358,385,000	176,864,500	168,200,000	13,320,500	973	0	
		特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	29,701,000	12,000,300	17,700,000	5,000,000	8,900,000	3,800,000	700	0	
		流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	75,787,000	26,002,000	16,000,000	0	15,700,000	300,000	33,785,000	0	
		農 業 集 落 排 水 事 業	14,810,000	9,845,000	4,965,000	0	0	4,965,000	0	0	
		災 害 復 旧 事 業	112,000,000	0	112,000,000	0	112,000,000	0	0	0	
合計			1,052,524,000	206,778,096	811,957,000	298,235,500	463,500,000	50,221,500	33,788,904	0	